

国民保護業務計画

平成19年3月

(社) 大分県エルピーガス協会

目次

第1編 総則	1
第1章 総則	1
第1節 国民保護業務計画の目的	1
第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針	1
第3節 国民保護業務計画の運用	2
第4節 用語の定義	2
第5節 想定する事態	3
第2編 平素からの備え	4
第1章 組織・体制の整備	4
第1節 国民保護体制の組織及び分担業務	4
第2節 他の関係機関との協調	5
第2章 計画実行のための準備	5
第1節 教育・訓練の実施等	5
第2節 施設の機能確保等	6
第3節 備蓄	6
第3編 武力攻撃災害への対処に関する措置	7
第1章 情報の収集及び報告	7
第1節 通報・連絡	7
第2節 被害情報の収集及び報告	7
第2章 災害時における広報	8
第1節 広報活動	8
第2節 広報の方法	8
第3章 防災要員の確保	8
第1節 防災要員の確保	8
第2節 他事業者等との協力	8
第4章 災害時における復旧用資機材の確保	8
第1節 調達	8
第2節 復旧用資機材置場等の確保	8
第5章 生活関連等施設の安全確保	8

第1節 生活関連等施設の安全確保	8
第6章 応急の復旧	9
第4編 武力攻撃災害の復旧に関する措置	9
第5編 緊急対応事態への対応	9
附 則	9

第1編 総 則

第1章 総則

第1節 国民保護業務計画の目的

大分県エルピーガス協会（以下「本協会」という。）の国民保護業務計画（以下「本計画」という。）は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律※1（以下「国民保護法」という。また、同法施行令を以下「国民保護法施行令」という。）」第36条第2項及び第182条第2項国民の保護に関する基本指針、並びに大分県の国民の保護に関する計画※2に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の内容及び実施方法その他必要な事項並びに生活関連等施設※3の安全確保のための措置を定め、その的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。また、同じ目的で緊急対処事態※4における緊急対処保護措置※5を国民保護措置に準じた措置として定める。

※1 平成16年法律第112号

※2 国民保護法第34条に基づき大分県知事が作成

※3 国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設

※4 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」）第25条第1項に規定する緊急対処事態

※5 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処保護措置

第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針

本計画において、特に以下の点に留意し、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを基本方針とする。

1. 国民保護措置に関する情報提供

報道機関を通じた広報やインターネット等の活用により、迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。

2. 国民保護措置を行う関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

3. 国民保護措置の実施方法等に関する自主性

国民保護措置の実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

4. 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置の内容に応じ、国及び大分県から提供される武力攻撃の状況その他必要な情報のほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、国、大分県から生活関連等施設の管理者に対し、その管理に係る生活関連等施設の

安全確保措置の実施要請が出される場合には、国及び大分県からの当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を入手すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者の安全確保に十分に配慮する。

第3節 国民保護業務計画の運用

1. 他の計画との関連

本計画は、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法、その他液化石油ガス法、高圧ガス保安法、消防法等、関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 計画の修正

本計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第4節 用語の定義

本計画における主な用語の定義は次のとおりとする。

1. 武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけでなく、国に準じる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概に言えない。

2. 武力攻撃予測事態

武力攻撃に至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

3. 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

4. 武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

5. 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

6. 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することにより国民の生命、身体及び財産を保護することが必要な事態として内閣総理大臣が認定したものをいう。

7. 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が法の規定に基づいて実施する武力攻撃事態対処法第22条第1号に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし、同号に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。

8. 生活関連等施設

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められるもの、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる施設として、武力攻撃事態等における国民保護法施行令第27条に規定する施設をいう。液化石油ガス法に関しては、第11条に定める貯蔵施設、高圧ガス保安法に関しては、第16条に定める貯蔵所等をいう。

9. 危険物質等

武力攻撃事態において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じる恐れがある物質（生物を含む。）で、武力攻撃事態等における国民保護法施行令第28条に規定するものをいう。高圧ガス保安法に関しては第2条の高圧ガスをいう。

第5節 想定する事態

1. 武力攻撃事態

本計画で、想定される武力攻撃事態を以下の4種類とする。これらの事態は、複合して起こることも想定される。

種 類	特 徴
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定
弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難

2. 緊急対処事態

本計画では、想定される緊急対処事態を以下のとおりとする。なお、緊急対処事態への対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備

第1節 国民保護体制の組織及び分担業務

1. 非常体制の区分

非常体制は、武力攻撃事態が発生するおそれがある場合、又は武力攻撃事態が発生した場合(以下「非常事態」という。)に発令するものとし、その区分は次による。

非常事態の情勢	非常体制の区分
<ul style="list-style-type: none">・ 武力攻撃事態の発生が予測される場合・ 国に武力攻撃事態等対策本部が設置された場合	準備体制
<ul style="list-style-type: none">・ 武力攻撃等により液化石油ガス販売事業者及び液化石油ガス製造事業所(以下「LPガス販売事業者等」という。)の設備が被害を受けた場合・ 武力攻撃等によりLPガス販売事業者等の供給に支障が発生した場合	国民保護体制

2. 非常体制の発令及び解除

- (1) 武力攻撃事態等における非常体制の発令及び解除は、会長が行う。
- (2) 非常体制が発令されたときは、会長は、国民保護対策本部長(以下「対策本部長」という。)として、ただちに国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)を設置し、その組織及び業務は別途定める。
- (3) 対策本部長は、武力攻撃災害の発生のおそれなくなった場合又は武力攻撃災害復旧が進行して必要なくなった場合には非常体制を解除する。

3. 権限の行使

- (1) 非常体制が発令された場合、災害対策活動に関する一切の業務は、対策本部のもとで行う。
- (2) 非常体制が発令された場合、対策本部長は、職務上の権限を行使して活発にLPガス販売事業者等が行う災害対策活動を支援する。
- (3) 対策本部長に事故あるときは、別途定める対策本部長代行者がその職務を代行する。

4. 動員

対策本部長は、非常体制の発令後ただちにあらかじめ定める対策本部要員の動員を指令する。

5. 情報伝達の方法

大分県知事から警報又は緊急通報の通知を受けた場合、対策本部を設置した場合のLPガス販売事業者等に対する情報伝達の方法は別途定める。

第2節 他の関係機関との協調

1. 国、地方公共団体との協調

国、地方公共団体とは、平素から相互の連携体制の整備に努める。

本計画が円滑、適切に行われるよう、国、地方公共団体の要請に応じ、対策本部要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

- ① 武力攻撃災害に関する情報の提供及び収集
- ② 武力攻撃災害の応急対策及び復旧対策

2. 防災関係機関との協調

産業保安監督部、県警察、消防署等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。

3. 情報の収集・連絡

武力攻撃事態等においては、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努める。また、武力攻撃災害により情報収集、連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルートが多ルート化、代行できる人員の指定など、被害発生時における情報収集、連絡体制の整備に努める。

第2章 計画実行のための準備

第1節 教育・訓練の実施等

1. 教育

本協会は、武力攻撃災害に関する意識の高揚を図り、LPガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、災害対策マニュアル等について、LPガス販売事業者等関係者に対する教育を実施する。

2. 訓練

本協会は、国民保護措置を円滑に推進するため、被害の想定を明らかにした実践的な訓練を行うよう努める。訓練は、自然災害等を想定した防災訓練との連携についても考慮する。また、国及び地方公共団体等が実施する訓練には積極的に参加する。

3. 諸規則の整備

災害時における業務を円滑に推進するため、本計画に基づき諸規則を整備するとともに、訓練等を通じてLPガス販売事業者等に周知徹底し、他の計画との整合性を確認する。

第2節 施設の機能確保等

1. LPガス施設の機能の確保

LPガス施設については、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、施設の機能確保に努める。

2. LPガスの安定的な供給等

LPガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおりの措置を講ずる。

(1) 火災等への対応

① 貯蔵所等

消防関係法令、高圧ガス保安法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

② 貯蔵施設等

大規模なガス漏えい等を予防するため、販売所、供給設備の技術上の基準等に基づきガス遮断装置等の設置を行う。

(2) 非常用設備の整備

① 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を整備する。

② コンピュータ設備

災害に備え、コンピュータシステム、データベースのバックアップ対策を講ずる。

③ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

④ 防災中枢拠点設備

対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

第3節 備蓄

1. 災害対策用資機材、車両の確保

災害対策に必要な資機材等は、平常時からその確保に努める。

また、資機材等リストの整備に努めるとともに、資機材等の調達先等をあらかじめ調査しておく。

2. 仮設容器

非常時に備え、平常時から調達及びルート確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

3. 生活必需品の確保

非常事態に備え、食糧、飲料水、寝具、医薬品等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

第3編 武力攻撃災害への対処に関する措置

第1章 情報の収集及び報告

第1節 通報・連絡

1. 情報の収集・連絡体制の確立

本協会とLP販売事業者等及び関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に出来るよう、情報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

特に、大分県知事から警報若しくは緊急通報の通知を受けた場合、又は対策本部を設置した場合のLPガス販売事業者等に対する警報若しくは緊急通報の内容又は対策本部設置に関する内容の伝達の徹底に努める。

2. 通信の確保

(1) 通報・連絡は、災害時優先電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。

(2) 輻輳や断線等の通信障害に備え、災害時優先電話、携帯電話、無線通信等、通信手段の多重化を図るとともに、通信設備の停電対策を講じ、通信の確保に努める。

第2節 被害情報の収集及び報告

1. 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、対策本部長は次に掲げる各号の情報をLPガス販売事業者等から迅速・的確に把握、集約し、総合的被害状況の把握に努める。また、大分県及び産業保安監督部に速やかに報告する。

(1) LPガス施設等被害の状況及び復旧状況

(2) (1)の情報の把握に際して知り得た一般情報

① 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びにLPガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする被害情報

② 対外対応状況

地方公共団体の対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況 など

③ その他災害に関する一般情報（交通状況等）

(3) 復旧資材、応援等に関する事項

(4) その他災害に関する情報

第2章 災害時における広報

第1節 広報活動

1. 災害発生時には、その直後、LPガス供給停止時、復旧作業中、及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行う。
2. 災害発生後、LPガスの供給を受けているお客さまに対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

第2節 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、安全の確保に配慮した上で広報車等により直接当該地域へ周知する。また、地方公共団体とも必要に応じて連携を図る。

第3章 防災要員の確保

第1節 防災要員の確保

防災に要する要員を確保するため、LPガス販売事業者等及び関係工事会社等との緊密な連絡を確保するとともに、武力攻撃災害発生後ただちに出勤要請できる体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。

第2節 他事業者等との協力

県内のLPガス販売事業者等のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被災を免れた他の都道府県のLPガス事業者等からの協力を得るため、他の都道府県のLPガス協会に対して応援を要請する。

第4章 災害時における復旧用資機材の確保

第1節 調達

対策本部長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材を速やかに確保する。

第2節 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要なとなった場合、前進基地用地等の確保を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁、地方自治体等の災害対策本部に依頼して迅速な確保に努める。

第5章 生活関連等施設の安全確保

第1節 生活関連等施設の安全確保

1. 共通する安全確保のための措置
 - (1) 武力攻撃事態等において大分県知事から安全確保措置の要請を受けた場合には、必要な安全確保措置を実施する。
 - (2) 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関又は地方公共団体に対し応援を要請する。
 - (3) 武力攻撃事態等において、施設の安全確保に必要な措置を講じる場合に警察、消防機

関その他の行政機関に対し、安全確保のために必要な支援を要請する。

- (4) 大分県知事の要請に基づいて公安委員会又は海上保安本部等から立入規制区域の指定を受けた場合には、これに協力する。

2. 危険物質等の取扱所の使用禁止命令等に対する措置

武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置として、国及び地方公共団体からの危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限等の命令等が出された場合には、当該措置を的確かつ迅速に実施する。

第6章 応急の復旧

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、施設及び設備の緊急点検の実施に努めるとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

また、国民保護措置の実施上重要な情報通信設備に障害が生じたときには、復旧に従事する者の安全に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制の確保に努める。

第4編 武力攻撃災害の復旧に関する措置

武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域の施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

第5編 緊急対処事態への対処

武力攻撃事態に準じる大規模テロ等の事態においても武力攻撃事態等の国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急対処事態とし、緊急対処保護措置を実施する。

なお、緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。

附 則

この業務計画は、平成19年3月1日より実施する。

国民保護体制の組織図

(社)大分県エルピーガス協会

